

役員等報酬規程

社会福祉法人 正寿会

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 正寿会（以下、「本法人」という。）の定款第9条、第23条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規程に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等及び評議員選任・解任委員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
 - (i) 常勤役員とは、日々の勤務表を明確にし、職員に準じて勤務する役員及び1週間に3日以上勤務する役員をいう。
 - (ii) 非常勤役員とは、常勤役員以外で本法人の役員会等必要な業務に日単位で職務に参加する役員をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に定める評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の種類及び総額)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
 - (2) 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、非常勤役員等という。）については、法人業務を行なう場合に報酬を支給する。
- 2 当法人の全理事の報酬は、各年度の総額が 28,000,000 円以内とする。
 - 3 当法人の全監事の報酬は、各年度の総額が 300,000 円以内とする。

(常勤役員の報酬等額)

第4条 常勤役員の報酬等額は、次の各号による報酬等の区分に応じて支給する。

- (1) 月額報酬については、下記の範囲内とし、評議員会で決定するものとする。

号俸	月額報酬（年12回）
1	150,000 円
2	200,000 円
3	250,000 円
4	300,000 円
5	350,000 円
6	400,000 円
7	450,000 円
8	500,000 円

9	550,000 円
10	600,000 円
11	650,000 円
12	700,000 円
13	750,000 円
14	800,000 円
15	850,000 円
16	900,000 円
17	950,000 円
18	1,000,000 円
19	1,100,000 円
20	1,200,000 円
21	1,300,000 円
22	1,400,000 円
23	1,500,000 円
24	1,600,000 円

- (2) 賞与については、年 2 回とし、月額報酬の 2 か月分をそれぞれ支給する。但し、常勤役員は業績等の事由に応じて減額を決定し、賞与を支給することができる。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額とする。
- (4) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料、旅費雑費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等額)

第 5 条 非常勤役員等の報酬等額は、次の各号による報酬等の区分に応じて支給する。

- (1) 報酬については、下記に定めるとおりとする。

		日額報酬
1	理事会及び評議員会に出席した場合	6,000 円
2	監事監査のために出勤した場合	6,000 円
3	評議員選任・解任委員会に出席した場合	6,000 円
4	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円

- (2) 通勤手当については、支給しない。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料、旅費雑費）を支給する。

(職員給与との併給)

第 6 条 役員が本法人の職員を兼務する場合または職員が評議員選任・解任委員の場合、職員給与を支給している者の報酬等額は、下記に定めるとおりとし、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

	役職名	月額報酬
1	業務執行理事	100,000 円
2	理事	0 円
3	評議員選任・解任委員	0 円

(報酬等の支給)

第7条 常勤役員の報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第6条に定める支給日に支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程第30条に定める支給日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、会議出席等、法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(日割計算・端数処理)

第8条 常勤役員が、月の途中で就退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬を日割計算で支給するものとする。

- 2 前項の1日あたりの報酬額は、月額報酬を当該月の総日数で除した額とする。
- 3 前条により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行なう。
 - (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

〈附 則〉

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 6 月 16 日（平成 29 年度に開催される定時評議員会の日）から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。